

長嶺コミ協だより

平成24年3月28日 健康福祉部主催「知って得するかもしれないくらしの法律」

発行 長嶺地域コミュニティ協議会広報部 発行責任者 水本直弥(☎247-5682)

暮らしの講座 知って得するかもしれない? くらしの法律

不幸予防士(元裁判所主席書記官) 渋井保之

「くらしの講座」は、昨年三月十九日に実施予定でしたが、東日本大震災により、急遽中止させていただきました。そこで、今年改めて三月二十四日に開催させていただきました。

私たちのまわりには様々な問題が山積しております。かつて経験したことのないことばかりです。超高齢化、少子化、景気の停滞、それと共に生じる社会保障制度の見直し、増税問題等々、不安要素ばかり目立っております。でも私達は身近なところから、より良い暮らしを求めていきたいものと思います。

それには、私たちは常に学んでいかなければと思います。その学びのチャンスを逃すことなく、あちこち、あれこれアンテナをはりめぐらせ、様々なことに興味と関心を持ち続けたいと思います。

これからも、老若男女共に「私達の街は私達の手で」をモットーに行動し続けたいものです。

健康福祉部長

松原明子



演題 知ってトクするかもしれない
講師 不幸予防士(元裁判所書記官) 渋井保之様



当初、暮らしの法律については、難しいのでは、課題を開いても理解できないのではとの心配もあったが、渋井講師の裁判所書記官などの豊富な経験を生かし、新潟弁で面白可笑しく話され、最初から最後まで飽きずに楽しく聞くことができた。

毎日の生活上で、反省、後悔の両方あるが、やり直しができる反省が大切なことである。

争いがある時に「沈黙は金」として黙っていることが多いが、沈黙は相手の意向を認めることになり、とにかく意思表示をしっかりとすること。何事にも「自己決定」が必要であることが強調されました。

幸せを維持するために必要な最低限の法律知識を持つべきであること。

その他、「交通違反」「飲酒運転」「オレオレ詐欺」「連帯保証」などなど、身近な問題をわかり易く説明していただき、今後の日常生活上非常に参考になった講座であった。

このような講座は、今後も時々あったら良いと思う。